

# 7月は「差別をなくす強調月間」です

～一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会の実現のために～

7月の「差別をなくす強調月間」は昭和44年7月10日に「同和对策事業特別措置法(特措法)」が公布、施行されたことを記念し、基本的人権が尊重される差別のない、自由で平等な社会の実現をめざして制定されました。

昭和47年7月に、「差別をなくす週間」として始まり、昭和57年からは「差別をなくす強調月間」として人権尊重意識の普及や、さまざまな人権問題の解決に取り組んでいます。

期間中、県では人権啓発ポスター・標語優秀作品展、人権に関する新聞広告などを利用した啓発活動を行っています。また、県内市町村では、人権に関する講演会や映画上映、街頭啓発などの啓発行事が予定されています。皆さんも、積極的に参加いただき、人権について自分のこととして考えるきっかけにしてください。

## 「差別をなくす強調月間」啓発ポスター



### 『そだてよう おもいやり』

子どもが植物に毎日水をあげて育てているイラストで、「おもいやりの気持ち」もこのように育ててほしいというメッセージを表現しています。

【問い合わせ】  
奈良県人権施策課啓発推進係



## 人権相談

ひとりで悩まず、お電話ください。  
人権相談窓口 0742-27-8726  
月曜から金曜 8:30～17:15  
(祝日は除く。)

## レビュー ◆本の紹介◆



### 「青い鳥」 重松 清 著 新潮文庫刊

みんな、ひとりぼっちじゃない——先生が、そばにいてくれるから。うまくしゃべれない教師と、傷を抱えた生徒たち。静かで温かな再生の物語。

村内先生は、中学の非常勤講師。国語の先生なのに、言葉がつかえてうまく話せない。でも先生には、授業よりももっと、大事な仕事があるんだ。いじめの加害者になってしまった生徒、父親の自殺に苦しむ生徒、気持ちを伝えられずに抱え込む生徒、家庭を知らずに育った生徒——後悔、責任、そして希望。ひとりぼっちの心にそっと寄り添い、本当にたいせつなことは何かを教えてくれる物語。